

昭和五十二年二月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

東京都渋谷区本町六丁目二八の二コトボ幡ヶ谷九〇四 電話(03)37714649 FAX(03)37714649
振替 東京0158431 労金 東京労金本店No50234

購読料 月額400円 6カ月前納制

〈もくじ〉

■巻頭言

破られていた非核三原則……………	2
社会党は国民の意見に耳を貸せ……………	3
——「いま社会党を励まし、正しい躍進を願う国民集会」決議——	
連合を「職場の安定帯」として「慶賀」……………	6
——「桜田テーゼ」を再度かけた日経連総会——	
全労協、九月九日に「準備会」結成へ……………	7
資料1 全労協の具体的な推進について……………	8
資料2 全労協の結成をめざす同志へのアピール……………	9
総評 総評と日教組への期待……………	10
資料3 連合の「運動領域と活動のあり方」……………	11
——新旧文書の比較対照表——	
労働委員会制度を守れ……………	17
——「週刊新潮」、屋山論文批判——	
読者からのおたより……………	18
国労東京が事業センターを開設……………	
——国労全国統一物資販売へご協力をノ——	

旬刊 社会通信

NO. 406

一九八九年六月二日

一九八九年六月二日発行
(毎月一日・十一日・二十一日三回発行)

■巻頭言■

核兵器の持込みを許すな

破られていた非核三原則

リクルートや消費税ばかりでなく、直接にわれわれの生命にかかわる問題でも、もうこれ以上自民党の勝手な政治を許すわけにはいかない。

アメリカの空母タイコンデロガが、日本の近海で水爆を落してしまったのに、われわれ国民は、この二十四年間何も知らされないままであった。これに使われているプルトニウムは、現行の甘い許容基準でも、人は一グラムの四千万分の一（四千万分の二グラム）以上を取り込んでほならないという、発癌作用のきわめて強い猛毒物質である。この水爆に使われていた量は約四キログラムと言われている。許容量で言えば、一、六〇〇億人分の量であり、この危険さわまりないものが、行方不明になったままなのである。半減期は二万四千年であり、まだ少しも弱まってははいない。このプルトニウムが、海水でどのくらいずつ溶かされ、プランクトンに入り、黒潮に乗って、鯉をはじめわれわれの食卓の魚にどれほど入り込んでいるのか、少しも明らかにされてはいない。

さらに重大なことには、この空母は事故の二日後に数十個の核兵器を積んだまま、横須賀に入港している。つまり自民党政府は、非核三原則を守ると国民に約束しているながら、実際には核の持込みを許している、黙認しているということが、子供にもわかるように証明されたのである。ラロック氏やライシャワー氏が証言しているように、もともとアメリカは、核を積載したままでの入港は核持込みには当たらないとしてきた。日本政府は、もし核を積載して入港しようとする場合には、事前協議の対象になるから通告があるはずだ、それが無いのは核を積載してはいないということだ、などと言って国民をあざむいてきた。しかしこれはまっ赤な嘘であり、自民党政府は非核三原則をとくに破っていることが証明されたのである。

アメリカの軍艦は、ほかのほとんどの国々への入港にたいしては、許可手続きか、少なくとも通告が義務付けられている。ところが日本の横須賀、佐世保、岩国、沖繩への入港は、なんらの通告も無しにフリーパスでできることになっている。東京都民も都議会も都知事も、神奈川県民も、千葉県民も知らないまま、トマホークなど核兵器を積んだ軍艦が、あの超過密な浦賀水道を通過して横須賀に自由に入入りしているのである。自衛隊の潜水艦と釣り船との衝突事故は、たくさん命を奪ったが、もしアメリカの原子力潜水艦や核積載艦が、石油やLNGのタンカーとでも衝突したら、もし水爆が爆発したら、どんなことになるであろうか。一千万人、二千万人の生命に直結しているのである。

空母から厚木基地等々に降り立った戦闘爆撃機が、日本の上空を飛ぶときにも水爆を抱えていないという保証すらないのである。こんな状態をこれ以上許すわけにはいかない。とりかえしのつかない大事故を未然に防ぐためには、核兵器の持込みをすぐに厳禁する必要がある。ニュージブランドのロンギ労働党政権やデンマークが、このことで厳密に成功しているかどうかは定かではないが、やればかなりのことができることを示している。われわれがかねてから提案しているように、一定の査察制度を導入することが必要になっているのである。

もし核兵器の査察制度と日米安保条約とが、あいられないものであるというのであれば、日本国民の悲願である非核三原則を厳守して生命の安全を守るために、日米安保条約は最大の「負の遺産」の一つとして、一日も早く廃棄しなくてはならないはずである。(H)

社会党は国民の意見に耳を貸せ

——「いま社会党を励まし、正しい躍進を願う国民集会」決議——

五月一日、学者・文化人が国会議員と懇談会を開いて、社会党への要請を行なった。出席した学者・文化人は、新村猛、山川暁夫、伊藤成彦、梶谷善久、清水慎三、星野安三郎、宮崎義一、吉松繁。

さらに、一週間後の五月二日、新村猛氏ら一三人の学者・文化人の呼びかけによる「いま社会党を励まし、正しい躍進を願う国民集会」が、千代田区の日本教育会館で開かれた。

集会には、学者・文化人、国会議員、党や労組の活動家ら、二〇〇人が参加した。集会では、それぞれの立場から、自民党政治に終止符を打つため、社会党の課題と責任を問う発言がなされた。それらを集約するかたちで、別掲のような「決議」が出された。

また、学者・文化人は、別に「政治危機突破のための緊急提言」（本誌第四〇五号、資料参照）をまとめて、集会に提起した。そして、翌二三日に、「決議」とあわせて、土井委員長に手渡した。

(1) 私たちは今日五月二日、何人かの学者・文化人が最近のわが国の政治動向にかんがみ、「政治危機突破のための緊急提言・七原則」を発表し、「国民集会」の開催を呼びかけたことを機会にして、表記のような集会を緊急に開催した。それは戦後の自民党政治を転換させることのできるかつてない好機が訪れているという見地になって、自民党一党独裁政権打倒の声を一層高めるとともに、革新諸政党、とりわけ野党第一党である社会党がいま担っている緊急な責任の遂行を励ますためのものである。

(2) 集会では、「緊急提言七原則」を土台に、また政府と自民党が強行した消費税の導入、底なしのリクルート汚職の拡がり、農民生活を破壊する自民党政府の農業政策などへに強い怒りを共通のものとしながら、今後のわれわれの進む方向についての貴重な意見と要望が、多くの人びとから表明された。そうした発言の特徴を集約すると——

第一は、今日の問題は、単にポスト竹下政権がどうなるかというところにと止まらず、わが国の議会制民主主義そのものの運命が問われているところにある。まさに国民自身の闘いによって、参議院選挙での革新の勝利と総選挙実施を迫り、自民党の政治そのものを決算する機会に発展させねばならないということである。

この点で今日の政局動向はまことに奇体な様相さえ呈している。竹下首相は辞意を表明したが、実際にはやめたわけではない。逆に辞意を武器にして国民生活を破壊する八九年国家予算を戦後例のない暴挙で強行議決し、ASEANを訪問し、さらには七月にはパリ・サミットにも出席しようとしている。また国民の政治不信がどこにあるかは、もう一点の陰りもなく明確なのに、消費税を含む反国民的政策の一つをさえ修正したわけではない。さらにリクルート疑獄捜査の方は疑惑の焦点である元凶を衝くことなく終息させられようとしている。しかも自民党の後継首班選出が遅れた場合には、暫時竹下首相の辞任の

延期さえありうるとマスコミは報じている。これらはまさに詐欺・詭道というに等しい。一方、国民の怒りと苛立ちが広がりと深さをもっているが、率直にいつてまだ受動的な観客の立場を大きくは越えていない。この国民のいわば受け身の態度を変え、自身の力によって政治改革の主役になることが今日の「政治危機」突破のカギである。

第二は、政治の焦点が、いわゆる政界浄化の問題、クリーンな政治の実現、いわゆる政治倫理の問題というところに矮小化されようとしていることについての警戒である。

政治資金の規制などクリーンな政治を保障する措置を政界自身がとるべき責任をもってすることはいうまでもない。しかし現実のリクルート疑獄は、この国の政治・経済・社会の構造そのもの、政財官学にわたる自民党政治の金権腐敗の政治のあり方そのもの、とりわけ「民活」や「行革」を看板にし、さらに議會を無視のいわゆる審議會による事実上の独裁政治の仕組みを一層強めた、いわゆる中曽根前首相の「戦後決算の政治」そのものに根ざしている。だから政策は別にして超党派的に「きれいな政治」を——という主張には、問題のすり替えがある。政界浄化だけに問題を矮小化することは、すでに竹下首相が提起している「政治改革元年」というデマゴギー政治によるさらなる国政の反動化、民主主義の否定、民権の抑圧にかえて道を開くことになるだろう。リクルート疑獄の解明と解決は司直の手によるより以上に、直接に自民党政治転換の政治闘争としてのみ実現する。

第三は、今の瞬間その政治責任を問われているのは、ある意味で自民党にもまして野党であり、とりわけ社会党だという認識である。

もはや政権は社会党を中心にした野党に委ねられるのが、いわゆる憲政の常道である。にもかかわらず野党の準備と構えが充分に感じとられないことにこそ、状況を憂えるすべての国民の苛立ちのもう一つの根拠がある。自民党が最良の逃げ路として選ばうとした伊東擁立にあたって当の伊東氏が提起したリクルート関連議員の辞職、派閥解消、若手起用という三原則によって却って出口なしに見える混乱に落ち込んでいるのを野党が笑うだけでは足りないだろう。もともと野党全体がリクルートの体質から切れていると断言することはできないからである。だから伊東三原則が提起しているものは、野党そのものにも突きつけられているものであり、野党こそが自民党にもましてその自浄の実を国民の前に示すことが問われているというべきである。もし野党がこの瞬間の正しい対応を怠るならば、国民の政治不信は一層強まり、悔いを千載に残すことになるに違いない。

(3)いま社会党を支持する多数の国民が同党に期待していることは、国民各層の運動や要求と別のところで、まだ現実のものでもない連合政権の実現を前提にした一致した政策の写真を書き込んで描きだすところにあるのではない。それは「現実的であれ」という内外の合唱に呼応して、従来の社会党の政策の原則まで曖昧にし、ひいてはもう一つの「保守新党」をつくる方向に社会党を誘導していくことになる危険を孕んでいる。そうではなく緊急に必要なことは、国民不在のまま動いている国政を国民自身の手に戻すための行動の軸に社会党そのものがなること、まず消費税の撤廃（不公平税制の抜本的改革）やリクルート疑獄の徹底解明など当面緊急な課題に限定して一致した政策を纏め、迫りくる参議院選挙で自民党を過半数割れに追いやり、新たな国政布陣の力関係の上に生まれる選挙管理内閣の手で、できるだけ早期に衆議院解散・総選挙を実施し、初歩的だが本格的な国政転換のきっかけをつくり出すことにある。あるべき野党主導政権のとるべき政権の政策は、

そうした政治状況との見合いで、そしてこれも国民の声と期待に耳を傾けつつ、順次に確立していくべきものである。そのためになによりも現在の瞬間では、反自民党の勢力が最大限にその力を一つにすること、過去の一切のいきがかりを捨て、また互いの主張は主張として保留しつつ、当面焦眉の課題について小異を残して大同につくことが求められる。この点で、四月上旬の土井委員長を加えた野党四党首会談を受けた四月一三日の書記長合意の第二項で、「各党の基本理念を尊重し、喰い違いの調整をとらない」趣旨が明記されていることは重要だと考える。

とくに社会党と共産党とが協力すれば自民党に勝てたはずの選挙は、青森市長選挙を始め、全国いたる所にある事実を見逃すことはできない。共産党を含めた全野党の協力ができれば、自民党に勝つことも困難ではない。この点で八〇年代前半の政治状況に応じた政権構想としてとられたはずの共産党の除外を盛り込んだ社公政策協定は、良くも悪くもすでに過去のものになっているというべきである。われわれは社会党に次のことを要望したい。

- ① 社会党は、自民党が二議席以上を占めている衆議院の四、五名区では、原則としても一人の候補者を立てることなどによって、自民党を過半数割れに追い込む主体的条件を整えるよう全力をあげること。
- ② 社会党は、国政レベルはむろんのこと、首長選挙でも、自民党候補への相乗りをやめること。
- ③ 社会党は、閣外協力を含め、共産党との政権政策協議を開始すること。
- ④ 各党の力では当選の見込みがない選挙区においては、社・共両党間でも選挙協力を進めること。
- ⑤ 反自民のすべての勢力を結集するために、批判の自由は保障しつつも、共産党は社会党等に対する誹謗・中傷や攻撃を中止すること。
- ⑥ めざす連合政権は、自民党以外のすべての政党にたいして、排除の論理をとらないことはむろんのこと、政党以外の市民運動や女性の活動など、広く国民自身の運動基盤の上にもたつて作られるよう配慮されるべきこと。
- ⑦ 自民党をやめ、同じ志を持つに至った個々の議員は別にして、自民党が仮に分裂したとしても、その片割れと保守連合を組むような道はとらないこと。

(4) 護憲・中立の立場にたち、働く国民の生活と人権を守る新しい政権は、文字どおり、国民自身が政治の主人公だという国民自身の決意と、そこにたつ知恵と創意と行動の結集によってのみ実現し、その維持が保障される。この見地にたつて今日の「国民集会」は、同じ願いをもつ各層のすべての人びと、組織、団体が受け身にならず、その大小、地域、掲げる要求の違いにこだわることなく今こそ国民自身の手で政治を変革するために、一波が万波を呼ぶ形で、参議院選挙での革新の勝利の実現、議会解散、総選挙実施にむけて決起されることを訴える。同時に社会党がこうした社会党を期待し、社会党を激励する多様な国民の意見をもっと率直・大胆に聞き、吸収することに努められるよう切に要望したいと思う。

連合を「職場の安定帯」として「慶賀」

——「桜田テーゼ」を再度かかげた日経連総会——

経団連の地盤沈下が激しい独占資本家四団体で意気軒昂なのが日経連。日銀とともに日本の政治・経済への影響力を強めているからだ。その日経連が五月一七日、第四二回定期総会を開いた。政局が混迷を深めているときだけに、独占資本がどう事態を認識し、自民党に何を求めているかを示す材料として、この総会のもようを報告する。

第一は、昨年までとは違ってかかって深刻な危機感を表明したことだ。鈴木会長は「残された問題は経済問題というより政治問題」「政府はシナリオを示すべき」と前置きし、「今日、日本の政治面での立ち遅れが目立つ。この機会に日本の政治を立て直すべき」と自民党に「新体制への切り替え」「政治家、選挙制度のあり方の抜本的見直し」を要求した。第二は、「桜田テーゼ」を再登場させたことだ。それは「日本はいま大きな曲り角。このカーブをうまく曲らないと壁にぶつかるとの認識から」「経営道義の高揚と労使関係の安定によって、社会の安定帯をつくらねばならない」と日経連の任務をこう強調した。

「労使としては、労使関係の安定をもって社会の安定帯のベースにする気概が必要である。洋の東西を問わず、労使関係の安定を欠くとき、必ず社会の不安が起こる。こうした視点に立ち、日経連は今年度もその活動を行っていく」

第三は、こうした危機意識から、「異例中の異例」といわれる緊急動議「自民党の挙党体制の確立と政治改革断行への緊急提言」が提出され、採択されたことだ。提言には「国民の政治への信頼回復のために徹底した政治改革の道筋を明らかにすること」「経営道義の高揚、政界の浄化、政治改革の断行に全力をあげる」ことが謳われている。これは、竹下内閣を退陣に追い込んだリクルート疑獄と自民党の金権政治への国民の怒りに、財界がいかにおそれおのっているかを示すものだ。

第四は、労働情勢報告で小川専務理事が、連合に強い期待を表明したことだ。

「今秋には総評が解散し、パブリックセクターの労働組合等、志をひとつにする多くの組合を加えた新たな『連合』が発足する。

わが国労使関係の健全な発展にとって、誠に慶賀すべきことである。日経連は新たな構成による連合とも従来どおり誠実に対話を積み重ね、論争すべきは論争し、協力すべきは協力していく。また、全国各地に誕生した地方連合とは、それぞれの経営者協会が実情に応じた適切な対応をすすめている。必ずしも道は平坦ではないが、健全な労使関係による経済・社会の安定帯の形成を真摯に追求したい。」

国労東京が事業センターを開設

国労全国統一物資販売へご協力を

国労は、この間、自らの闘いと一体のものとして、こくろ、う、ラーメンや、コーヒーなどの物資販売を、各地方ごとに行なっていました。正念場を迎えた国鉄清算事業団・労働委員会闘争を支え、闘いを更に強化発展させる一環として、東京地本が、事業センターを開設して、全国の国労物資販売を統一して行なうことを決定しました。

夏の一時金の時期を迎えますが、「連帯する会」ともども、多くの読者、組合員の皆さまの御協力を願います。

問い合わせ先 国労東京地本事業センター 東京都千代田区丸の内一―八―一

電話 〇三(二二二)七八二〇 FAX 〇三(二〇二)六九六二

全労協、九月九日に「準備会」結成へ

労働運動には現在、三つの潮流がある。一つは「連合」、二つは統一労組懇系、三つは社会党左派系を結集軸とする「全労協準備会懇談会」だ。「連合」の組織人員は約五三〇万人、官公労組が九月二一日の統一準備会を経て、「連合」に吸収されたとき、その数は七五〇万前後となろう。現在の組織労働者数は約一二二〇万人だから、約五〇〇万人くらいが「連合」未加盟となる。

統一労組懇系の組織人員は二三単産・二部会で約一八〇万とされている。統一労組懇系組合は総評解散前に、「階級的ナショナルセンター」を結成するとの方針でその準備を進めている。結成時、一二〇万はどうしても確保したいという。だが、統一労組懇系の二三単産のまるとの組織人員は約六三万人。現在、年金組合、地域統一労組懇の結成に猛進しているといえ、一二〇万という数字はけっして楽なものではなからう。もし、なにがなんでも一二〇万を確保する」ということになれば、自治労、日教組の分裂は避けられまい。

全労協準備会懇談会は五月二七日、東京・日本教育会館で第四回全国代表者会議を開催。全労協結成準備会を九月九日に発足させることを確認した。

主催者を代表してあいさつした宮部都労連委員長は「総評官公労は連合への吸収合併を自らおこなおうとしている。現在のはわれわれ自身の組織と運動を起こしていく決定的な段階。今日の会議を通して、すみやかに準備会に入り、全労協の旗を全国に立てたい」と述べた。

ついで推進役の岩井章氏（労研センター代表幹事）が、「来ひんというのもおかしいが」と前置きし、全労協労働運動の展望について、「全労協は本気でやる気があるのかどうかといったデマも一部に流れているようだが、国労は九月の定期大会で全労協に踏み切ると、委員長、書記長はいっているし、私もそう認識している」と、国労が中心組合になる旨を示唆。そのうえで中央からの命令、指導を待つことなく各地方で「連合に行きません」というカタマリをつくる」ことを訴えた。そして当面の課題として(1)国労の清算事業団闘争へのとりくみ、(2)日教組は九月大会が勝負どころと、中立化への努力、(3)春闘懇は全労協ができて「共闘の場」として残し、実質的指導機関とする、(4)選挙では社会党左派と無党派左派を伸びよう努力するとの四項目をあげた。

このあと、中里忠仁世話人が経過報告と九月九日の準備会発足にむけた当面の活動計画を一括して報告・提案（活動計画については資料1参照）。約一時間にわたる討論の後、「労働者階級をはじめ全国の勤労国民が強い怒りに燃えて立ち上がりつつある中で、ひとり労働運動のみが資本と協調・和解している姿は異常であり、これをまともな労働運動と呼ぶことはとうてい不可能」、「われわれは連合に日本の労働者と労働運動の将来をゆだねるわけにはいかない」として、「全労協をつくりあげていく」とのアピールを採択して閉会した。日本労働運動はいよいよ歴史的な転換の時期に入る。とりわけ、重い任務を背負っているのが社会党左派系だ。今年に入ってから各級選挙結果が明らかにしているように、政構研に指導される社会党、そして「唯一」を連発し続ける共産党にも現情勢を切り開く力はない。

社会党左派系の努力こそ問われることは、「党建協」の種々の文書が示すとおりである。

資料1 全労協の具体的な推進について

①三月七日の全労協の結成をめざす第三回全国代表者会議で、結成準備会発足までの活動の中心を国鉄清算事業団闘争支援、八九春闘勝利、闘うリーダーの成功の三課題におき、大衆運動を強化、拡大していくことを確認した。それぞれの運動は報告にあるように一定の前進をみている。

②官民統一の話し合いが日教組等を排除する形ですすめられ、綱領等の基本文書が五月二四日にまとめられた。それは、連合の「三重要事項」の承認を前提とした「資格要件」をみたすことを参加の条件とした明らかな選別再編成であり、総評・官公労が掲げてきた全的統一とは無縁のものである。総評は六月二日の拡大評議会でこれを報告承認させ、総評解体の最終的作業に入っていくものと想定される。

③連合路線に反対し、あるいはこれを容認できない、いわゆる「連合に行かない、行けない」多くの単産、単組、地域は、今夏の大会で連合への対応を含めた自らの路線を決定しなければならぬ立場におかれている。

この時に当たり、全労協は自らの運動路線、組織方針及び活動方針、運営要綱などを明らかにし、これを積極的に内外に提示し、具体的な当面の運動課題を前面に立てて大衆運動を先行させつつ、全国の同志に大きく結集を呼びかけていく必要がある。

④したがって、全労協結成をめざす準備会懇談会は、世話人会ですすめてきた各種委員会での討論集約を尊重し、今後ともその協力をえつつ、全労協結成準備会の発足の成功をかちとるため、中央、地方で反連合組織の結集に全力をあげる。そのため、当面の諸活動を次のようにすすめていく。

イ、当面する運動課題

六月から八月にかけて、総評及び連合がとりくみを放棄している重要闘争課題を大衆運動としてとりくみ、全労協の組織確立にむけての大衆の基盤を作りあげていく。その運動課題を次の五つとする。

A、国鉄清算事業団闘争に連帯する会の拡大・強化と、国労闘争支援・共闘体制の確立。
B、教育臨調、自治体行革に反対し、全ての反合闘争組合への支援・共闘体制の確立、とくに日教組の闘争支援（君が代、日の丸強制反対を含む）。

D、争議団支援、権利擁護と反差別闘いに対する全面的支持と連帯、闘いの全国的結合。
E、反自民・反連合の政治闘争としての参議院選挙（都議選及び総選挙も含め）の勝利。

ロ、全労協結成にむけた組織活動の推進

全労協結成準備会の正式発足を、九月九日(出)一・〇〇から東京(会場未定)で行なう。この準備会に全国の単産、単組、地域から最大限の結集をかちとるため、上記の運動課題にもとづく大衆運動と共闘を拡大しつつ、具体的に次の諸活動を強化していく。

A、地方労研センターを中心に、全労協地方準備会（懇談会）を中央を待つことなく早く急に発足させていく（この場合、東京各ブロックのケースは参考となる）。

B、全労協への五〇〇人の賛同人、一、〇〇〇カ所の支持決議等の集約と宣伝活動の強化。

C、オルグ団の結成と組織オルグの実施（オルグリストの作成）。

D、「全労協のめざすもの」の活用と、第二次パンフの作成。

E、東西両ブロックで、単産、単組、地域の活動家交流集会の開催。

F、「全労協推進・国労闘争支援・教育反動阻止決起集会」（仮称）の開催。八九年六月二三日（金）六・〇〇〜八・三〇 東京・八丁堀「勤労福祉会館」

G、シンポジウム「全労協はなにをめざすか」の開催。総評の解体、連合への吸収合併による労働運動の一大転換期、そして、参院選などによる政局の転換をふまえ、日本労働運動における全労協の位置づけを明らかにしていくために、各単産大会が開催される前段で、東京でシンポジウムを開催する。

資料2 全労協の結成をめざす同志へのアピール

あらゆる観点から「絶好調」と言われる経済環境のもとで、連合主導の八九春闘は、日経連によってまたも五・一％台の低賃上げに抑えこまれ、労働者の強い期待を裏切った。連合幹部は自ら設定した獲得目標をいち早く引き下げて、闘おうとする姿勢すら示さなかった。一方、大手資本に支配された中小・下請では、労働者のきびしい闘いが連休をこえて長期に闘われている。

また、政府・自民党による消費税の強行導入、政財官の金権癒着体質を暴露したリクルート汚職の拡大、そして議会制民主主義をふみにじる自民党の予算案単独強行採決など、日本の民主主義体制がいま権力と多数与党の暴力で破壊されつつあるが、これに対し、労働者階級をはじめ全国の勤労国民が強い怒りに燃えて立ち上がりつつある中で、ひとり労働運動のみが資本と協調・和解している姿は異常であり、これをまともな労働運動と呼ぶことはとうてい不可能である。

このような事態は、連合による日本労働運動の右翼的再編の推進と総評のこれへの全面屈服という、いま「労戦統一」の名のもとにすすめられている新「連合」づくりの必然の結果であり、これは資本と闘うための労働戦線の全的統一がめざすものとは全く無縁のものであると言わざるをえない。

われわれは今日、総評の解体に反対し、連合による総評・単産の吸収合併を拒否して、資本と闘う総評労働運動の歴史と伝統を正しく継承・発展させ、まともな労働運動の再構築をめざそうとする「全労協結成をめざす準備会懇談会」の呼びかけに賛同し、強い期待と決意をもってここに結集した。

われわれは「全労協の基調と目標」（案）が提起する当面の運動課題——国労闘争支援と共闘体制の強化、闘う春闘戦線の構築と共闘拡大、地域労働運動の強化と地県評・地区労の解体阻止——の三目標を中心とした闘いに全力をあげてとりくむことを通じて、「連合に行かない、行けない」単産、単組、地域が全国的に結集し、広汎な連絡・共闘体制を組むことをめざした「全労協」結成の構想を基本的に支持するものである。そして、本日提案された九月九日の全労協結成準備会の発足を成功させるために、全国の同志とともに

大衆討議を徹底し、広く仲間呼びかけて、組織の総意をもってこれに結集することを確認するものである。

本年一月をもって総評は消滅し、労資協調、反共・反社会主義、国際自由労連加盟を運動基調とする連合が日本最大のナショナルセンターとして、資本と権力の支持のもとに存在することになる。しかし、われわれは連合に日本の労働者と労働運動の将来をゆだねるわけにはいかない。たとえ数においては劣るとしても、全労協が労働者大衆と勤労国民の信頼に根をすえたまともな労働運動をねばり強く追求する限り、その発展の展望は明るい。われわれは全力をあげてそのような全労協を作りあげていく決意をここに表明し、全国からより多くの同志がこの運動に結集されることを心から期待するものである。

一九八九年五月二七日

全労協の結成をめざす第四回全国代表者会議

総評拡評と日教組への期待

六月二日、総評拡大評議員会（大会につぐ決議機関）は、総評官公労が連合に吸収合併される方針を、わずか二時間で決定するばかりか、次のように総評のお葬式の日程を確定した。それは総評最後の定期大会を九月二日の午前一〇時から翌正午までおこない、二日午後三時から総評センター結成総会を開き、一月二日午前一〇時から正午まで解散大会を開催、午後の「統一大会」に臨むというものだ。

翌日の「赤旗」は、「総評、連合への吸収合併方針を承認」との認識から日教組大場書記長発言に焦点をあて、「（総評拡大評議員会の）討論では、日教組の大場書記長が、『統一案』まよめの作業にあたった総評、官公労代表に『敵意を表す』と評価し、『基本的準備は整った』『積極的な組織対応をすすめていきたい』とのべ、『統一案』にもとづいて『連合』への吸収合併をはかる考えを明らかにしました」と報じた。

統一労組懇が「新センター」旗上げの中心としている組織が自治体と教員部会だ。自治体ではすでに「自治体全国連絡協」を結成、分裂は秒読み段階に入っていることは周知の事実だ。だが日教組ではこれまで日教組版「全国連絡協」をつくるきつかけをつかみえないで来た。「赤旗」のこの報道はこの意志を固めつつあることを示唆するものだろう。

日教組では六月一〇日、全国代表者会議が開かれるという。この場で日教組中央が、本誌第四〇五号でくわしく述べた「連合の進路」等の具体文書にどのような見解を示すか。それによって、日教組の組織問題は新たな段階に入ることには必至の状況だ。

本誌ではくり返し、統一労組懇に自重を求めてきた。連合は「統一労組懇は九月までに日教組も自治労と同じ道をとる」との認識を前提に作業を進めているからだ。総評のお葬式を流せるか否かは、自治労等が「連合の進路」を認める方向で動いているだけに、日教組内の統一労組懇系の動向にかかっている。

情勢がますます決定的な段階に入りはじめているだけに、日教組内の左派勢力が日教組の統一と団結を守ることで結集することを訴えたい。

前号では官公労協が「日本労働運動の新たな出発点」として評価した「連合の進路」についての「対照表」を掲げた。本号では「新統一体」の「連合の進路」につぐ基本本文書である「運動領域と活動のあり方」の「対照表」を掲げる。
官公労協、そして総評の各官公労組がいうように、立派なものであるのかどうか。前号とともにその学習を深め、論議の素材としていただきたい。(編集部)

資料3 連合の「運動領域と活動のあり方」

——新旧文書の比較対照表——

現行

1、労働運動の基盤強化と労働戦線統一の推進について

1、われわれは、「力と政策」を充実・強化しつつ、名実ともに民間部門の全国的中央組織^②としての機能・役割の確立をめざし、労働運動の基盤強化をはかる。

2、民間労働運動の強化・拡大に努めるとともに、官公労働組合との相互理解と信頼を深め、官公部門自らの統一への積極的な努力を求めつつ、労働界全体の統一をめざす。

3、われわれの統一への努力を右翼的再編と一方的にきめつけ、教条的な誹謗、妨害を計ろうとする団体、組織(例えば、統一戦線促進労働組合懇談会―統一労組懇)に対しては、毅然として対応していく。

2、賃金・労働諸条件の維持・向上について

1、(基本的考え方) 賃金改善をはじめ、労働時間短縮、定年延長など労働諸条件の維持・向上に向けて、中長期的視点に立ち、方針の立案と活動の推進をはかる。

2、(賃金闘争) (1)賃金闘争を中経済成長の定着、総合生活闘争の一環として位置づけ、労働者の実質生活水準の向上をめざした活動を展開する。すなわち、調整機能を高めつつ、加盟^⑤組織の交渉力・ストライキなど闘争体制と力の強化を背景に効果的な闘争体制の確立に努める。

そのため、「加盟^②組織の自力・自決」、「連合」を基本とし、「連合」は——①要求の考え方の設定、②効果的な共闘体制の確立、③財・経済団体への対応、④政策・制度要求との関連、⑤情報連絡活動、⑥大衆行動——を中心に活動を進める。あわせて、政策を中心とした賃金闘争の環境づくりを推進する。

(2)企業規模による労働諸条件の格差は依然として大きい。中小零細^③企業で働く労働者の賃金・労働^④諸条件の改善をめざし、強力な取り組みを進めるとともに、社会的平準化を促進するため、最低賃金制を含め、その仕組みの改善を求めていく。あわせて、人勧・仲裁の完全実施に向けて積極的に取り組む。

3、(労働時間の短縮) 労働者の余暇^④の拡大と人間的、文化的生活の充実、雇用の確保・拡大、国際公正労働基準などの観点から、労働時間短縮・週休二日制の確立に向けて積極的に取り組む。

4、(労働諸条件) 賃金・労働時間、定年延長、技術革新への対応をはじめとする労働諸条件の調査・研究を行い、全ての項目を整理し、共通する課題については、「連合」^④と加盟^④組織との役割と責任を明らかにしながら、「連合」としての統一した行動がとれる体制づくりに努める。

5、(政策・制度との関連) 賃金・労働諸条件の諸課題は、近年とくに政策・制度と密接に関連している。従って、政策・制度との関連、位置付けを明確にし、整合性ある取り組みを進めていく。

6、(現実に向けての体制づくり) 加盟 組織相互の理解と信頼のもとで、情報交換と闘争推進についての討議を進め、闘争体制と力の強化を背景に闘争の前進をはかつていく。あわせて、シンポジウム、キャンペーンなどをもとにした世論形成などに積極的に取り組む。

さらに、情報・サービス機能を強化し、加盟 組織はもとより、未組織労働者に至るまで、情報サービスの提供に努める。

3、政策・制度課題の改善について

1、(基本的考え方) 公平・公正な社会の建設をめざし、労働者の総合生活を改善するとともに、広く国民生活の安定・向上をはかるため、政策・制度課題の改善を進める。そのため、企業・産業・地域レベルでの活動を強化しつつ、国民生活に関連の深い諸課題に対する政策立案と合意形成および立法化に向けての運動を強化する。

また、取り組みに当たっては、次の五項目を基本とする。①総合的な生活の安定と向上をはかる立場から取り組む、②通念的な活動として、節々を設けながら推進する、③政策・制度課題は組織内の討議を尽くし、合意のできたものから積極的に取り上げていく、④政策の内容と運動の大衆化を進める、⑤取り組みの経過と結論を明らかにしていく

2、(政策・制度課題) 技術革新、高齢化、情報化、国際化の進展などを先取りした政策の立案とその実現に努める。すなわち、「経済政策・予算」^①、「総合産業政策」^②、「物価対策」^③、「税制改革」^④、「雇用・労働政策」^⑤、「年金制度の改革」^⑥、「医療制度の改革」^⑦、「土地・住宅政策」^⑧、「婦人政策」^⑨、「食料政策」^⑩、「資源・エネルギー政策」^⑪、「行政改革」^⑫、「交通政策」^⑬さらには「都市再開発」^⑭、「中小企業労働者政策」^⑮を含めて、政策の総合化と専門的研究を深めるとともに、必要に応じ新たな課題を追加するなど、政策課題の拡充に努める。

3、(立案能力の向上) シンクタンクを充実するとともに政策担当部門に専従者を配置する。

4、(地方への展開) 地方においては、それぞれが固有の課題を抱えている実態を考慮し、中央における活動とあわせて政策・制度課題の改善の地方レベルでの展開に努める。

5、(実現に向けての対応、体制づくり) ①政策・制度「要求と提言」の作成にあたっては、次年度の政府予算概算要求の策定に対応しうよう、遅くとも毎年六月末迄には機関決定する。②実現に向けては、政府・政党、関係省庁、および関係諸団体に対する要求活動を積極的に展開する。あわせて、政府、省庁の各種審議会での活動を強化するとともに、政党、関係省庁・団体との間に定期協議の場を設け、有効に活用する。

③政府・政党に対する政策・制度闘争の充実・強化に努め、立法化に向けての運動の前進をはかるとともに、キャンペーン、シンポジウムなどを実施し、政策・制度課題に対する世論喚起・形成のための活動を推進する。

4、シンクタンクの設立について 政策の総合化、高度化をはかるため、労働組合としての主体的立場を明確にしたシンクタンクを設立する。

5、組織の強化・拡大と未組織労働者の組織化について

1、(組織方針) 加盟 組織相互の理解と信頼をより高めるとともに、「連合」を強化するための組織方針を作成する。

- 2、(組織拡大) 考え方を同じくする労働組合の加盟を促進するとともに、加盟方式の整備を行い、「連合」の拡大をはかる。
- 3、(組織化の推進と組織化方針) 加盟 組織の組織化努力を基本に、地方組織の機能・役割を活かしつつ未組織労働者の組織化を促進する。あわせて、雇用・就業構造の変化を先取りした組織化方針の確立をめざす。
- 4、(産業別組織の整理・統合) 「連合」の強化は、加盟 組織の強化が基本である。そのため、産業別組織それぞれが持つ歴史と経緯を踏まえつつ、産業別組織の整理・統合に向けての環境づくりに努めるとともに、産業別組織の在り方についても検討を進める。
- 6、**地方組織の確立について** 全国的 中央組織としての機能を確立し、その役割を果たすため、地方組織の確立をめざす。そして、相互理解と信頼を深めつつ、諸課題の解決に向けて中央・地方一体となった活動を推進する。
- 7、**労使関係の確立について** 労使対等、相互の自主性を尊重した労使関係の確立をめざし、国、産業、業種、地域、職域などにおける労使関係についての在り方を明らかにし、それに基づいた各レベルのルールづくりのための構想を検討する。
- 8、**中小企業への支援体制の強化について**
 - 1、(格差圧縮) 企業規模間の賃金・労働諸条件の 格差圧縮をめざし、中小企業労働者 ⑤の条件改善の活動を進める。
 - 2、(経営基盤の強化) 政策・制度の改善活動をはじめ都市、中小企業労働者 ⑤の環境改善、中小企業の経営基盤の安定・強化に向けての活動を強化する。
 - 3、(支援体制の強化) 加盟 組織間の相互支援交流・協力を深めるとともに、中小企業労働者への支援体制を強化する。
- 9、**国際労働運動の推進について**
 - 1、(ICFTUへの参加) 国際自由労連(ICFTU)に加盟し、国際労働運動における日本「連合」の役割と責任を明確にし、実行していく。
 - 2、(国際連帯活動の推進) ICFTUへの参加とあわせて、地域間および二国間での労働組合との交流を深め、連帯をはかっていく。
 - 3、(ILO、OECD、TUACなどへの参加) 国際公正労働基準の達成、国際経済社会の新秩序の確立におけるILO、OECD、TUAC(OECD労組諮問委員会)などの役割は極めて大きい。ILO条約の批准促進を含めたILOの活動に積極的に参加するとともに、OECD、TUACにも参加し、日本の国際的責任に相応しい貢献をしていく。
 - 4、(ITSとの関係) 国際労働運動におけるITS(国際産業別組織)の機能も極めて重要である。ITSおよびITS日本組織との連携を強化し、国際労働運動での責任を果たしていくとともに、多国籍企業問題にも取り組んでいく。
 - 5、(関係団体との連携・協力) 必要に応じ、政府その他関係団体との連携・協力をはかる。また、ODA(政府開発援助)への影響力を強めていく。
 - 6、(人材配置) 上記の活動を推進するため、主要各国はもちろんのこと、地域毎さらには国際組織に対応しうる体制づくりに努める。また、内外への人材の配置体制を整えるとともに、在外公館への派遣(レーバリアタッシュ)を求めていく。
 - 7、(情報機能) 国際問題に関する情報機能の強化とあわせ、各国との協力体制づくりに努める。
- 10、**福祉活動について** 1、労働組合自らがやっている福祉活動について……新たな活動

の検討を含む「連合」と加盟組織の機能・役割の整理)、2、政府、各関係団体との連携強化。および政府・地方自治体レベルの福祉(社会)づくり、3、ボランティア活動への支援・協力、4、国際的な支援・協力体制づくり

11、教育・文化活動について

1、(考え方) 教育は人づくりの基本であるとの考えに立ち、国の教育に対し提言を行っていくとともに、労働運動に関する教育体系の整備とその実践をはかる。また、「労働運動は文化の担い手である」との自覚にたつて、精神的、心の豊かさの向上をめざし、文化活動にも積極的に取り組んでいく。

2、労働運動における教育の在り方、システムの整理について研究、検討を行う。そのため、「連合」の教育方針、体系、カリキュラムを作成する。

3、わが国の教育体系、教育の在り方などについて研究し、具体的な提言をまとめるよう努力する。

4、技術革新、高齢化、情報化の進展、さらには雇用・就業形態の多様化に対し、能力再開発を含む労働者の生涯教育の体系づくりを進める。

5、労働組合に対する市民の理解を深め、労働運動への支援強化と世論形成のためのPR・教育活動を進める。

6、ICFTUをはじめ国際面での労働組合教育に参加するとともに、その充実・強化に協力していく。

7、(文化教育) 「連合」が自ら行う文化活動について検討、整理するとともに、関係団体と協力し、文化活動の向上をはかる。また、文化活動推進のための第三セクター方式による機関の設立も検討する。あわせて文化面における国際交流にも取り組み、この分野でのわが国労働運動の役割を果たしていく。

12、平和を求める活動について

1、民主主義にもとづく日本の平和的發展と世界的な恒久平和の実現を期す。

2、ICFTUはもとより、国際連帯活動を通じて、世界の平和と繁栄に貢献する。

3、当面は、可能な範囲の行動を積み上げ拡大していく。

13、国民運動の展開について

14、^⑧政党との関係について 労働組合の主体性を堅持するとともに外部からのあらゆる支配介入を排除して民主的で強固な組織の確立をはかる。

しかしながら、目的を達成するために、要求、政策、目的が一致する政党、団体とは、相互の自主性を尊重しながら必要に応じ協力して活動を進める。なお、政党支持については、当面、加盟組織の判断に委ねる。

改定

1、労働運動の基盤強化と拡大について^①

1、にわが国労働組合の全国中央組織と^②

2、われわれは、官・民はもちろん、構成組織間の相互信頼をより一層確立し、これを基盤としたすべての労働者・労働組合の総結集をはかる。^③

3、「連合」に反する組織との二重加盟は認めない。(挿入)

4、われわれの統一への努力を右翼的(以下同文)

2、賃金・労働時間など労働諸条件の維持・向上について
構成組織^⑧

③ 政府、自治体、経済団体などへの対応^⑤

④ 政策・制度闘争と結合した総合生活闘争の推進^⑤

中小・零細企業で働者およびパートタイム労働者の賃金・労働時間など労働諸条件
人事院勧告・仲裁裁定の^⑩

労働者の自由な時間の拡大と人間
構成組織^⑧

賃金・労働時間など労働諸条件の維持・向上は、^⑤

構成組織^⑧

3、政策・制度課題の改善について

2、(政策・制度課題)

技術革新、高齢化、情報化、国際化の進展などを先取りした政策の立案とその実現に努める。
すなわち、「経済政策全般」^⑩「総合産業政策」^⑩「物価対策」^⑩「税制改革」^⑩「雇用・労働政策」^⑩「福
祉・社会保障制度改革」^⑩「土地・住宅・環境政策」^⑩「婦人政策」^⑩「食料政策」^⑩「資源・エネルギー
政策」^⑩「政治・行政改革」^⑩「交通政策」^⑩「中小企業政策」^⑩「教育問題対策」^⑩さらに
「都市再開発」^⑩「地方政策」^⑩を含めて、政策の総合化と専門的研究を深めるとともに、
必要に応じた新たな課題を追加するなど政策課題の拡充に努める。

3、(立案能力の向上) 「連合」の政策立案能力と調査力を高めるために、その基礎
的研究を担う財団法人・連合総合生活開発研究所(連合総研)の充実をはかり、連携を
強める。

政府、関係省庁、自治体、政党、および、政府、省庁、自治体、の各種審議会関係省庁、
関係団体との^⑨

4、この項、全文削除^②

4、組織の強化・拡大と未組織労働者の組織化について
構成組織^⑧

の充実をはかる。^③

は、構成組織の^⑩

5、地方組織の充実・強化について^②

全国中央組織としての機能を高め、その役割を果たすため、地方組織の充実・強化をは
かる。そして、地域労働者の連帯を深めつつ、諸問題の解決に向けて中央・地方一体となっ
た活動を推進する。^⑤

6、労使関係の確立について^⑤

7、官公労働者の労働基本権の確立

公務員、国営・地方公営企業体労働者の労働条件を確保し、国際労働基準を達成するた
めに、当該労働者の労働基本権を確立する。このため、「連合」としてこの運動を進め、
国民的理解を求める活動、対政府交渉などを推進し、法改正をめざす。(挿入)

8、中小・零細企業労働者への支援体制の強化について^⑤

賃金・労働時間など労働諸条件の中小・零細企業労働者
構成組織^⑧

9、国際労働運動の推進について

1、(ICFTUへの参加) ICFTU (国際自由労連) の運営と活動に積極的に参加し、国際労働運動における「連合」の役割と責任を明確にし、実行していく。^④
 5、(国際労働財団などとの連携) 開発途上国への援助をはじめとする国際協力を推進し、当面、国際労働財団の事業に積極的に協力していく。また、必要に応じ、政府その他関係団体との連携・協力をはかる。さらに、ODA (政府開発援助) については、公正・効率・当該国の真の発展を基調に、あり方の改善と援助の拡大を求めていく。^④

10、婦人活動について (全文挿入)

1、社会のあらゆる分野への女性の参画を進め、男女平等の社会づくりを進める。
 2、女性に関する政策・制度要求活動を進め、雇用における男女平等と、労働条件と福祉の向上をはかる。

3、労働組合のあらゆる場に女性の参加の促進と主体的に活動を進めるための婦人活動組織の確立をはかりつつ、中央・地方一体となった活動を進める。さらには、ICFTUを通じた国際的な婦人活動の連携をはかる。

11、青年活動について (全文挿入)

労働組合の活性化と「連合」運動の現在、将来の担い手である青年の育成のため、青年対策と青年自ら取り組む青年活動を目指していく。このため、中央・地方を通じ青年活動を一体的に進める体制を確立する。

12、福祉活動について

労働金庫、労働者共済など、労働組合を基盤とする自主的福祉活動について、構成組織との役割の調整をしながら、これらの事業の健全な発展と新たな事業分野への展開などについて、提携を深めていく。また、本格的な高齢化社会を控える中で、高齢者に対する福祉活動を円滑に進めるため、退職者の組織化、退職者向けの福祉共済事業の展開を検討していく。このほか、行政や関係諸団体と連携した福祉社会づくり、ボランティア活動への支援などの活動に取り組む。

13、教育・文化活動について

1、教育は人づくりの教育行政^④に対し提言を(④は削除)

7、「連合」が自ら行(④は削除)

14、平和を求める活動について

1、「連合」の政策・制度要求や労働時間短縮の実現をめざし、世論喚起をはかり、国民合意を形成するため、全組織をあげて国民的キャンペーンを展開していく。

2、平和、核兵器廃絶・軍縮、護憲、人権擁護、反アパルトヘイトなどを課題に、関係諸団体と連携しながら、「連合」としての国民運動を展開していく。

3、わが国固有の領土である「北方領土」などの返還を実現するため、各種国民運動を実施する。(内容は新たに挿入)

16、政党との関係について

労働組合の主体性を堅持するとともに外部からのあらゆる支配介入を排除して民主的で強固な組織の確立をはかり、目的を達成するために、目的と政策、要求が一致する政党、団体とは、相互の自主性を尊重しながら必要に応じ協力して活動を進める。なお、政党支持については、当面、構成組織の判断に委ねる。

労働委員会制度を守れ

——「週刊新潮」、屋山論文批判——

労働委員会制度そのものを批判した逆主張がチラホラ出始めた。その一つが三月一六日付「週刊新潮」の「この顔ぶれで、国労の怠け者」を救った神奈川「地方労働委員会」、もう一つが三月二七日付「産経新聞」正論欄の屋山太郎論文「地方労働委員会はいらない」である。

国労が全国四一都道府県地労委に不当労働行為救済を申し立てた件数は一七八件、うち、一四地労委と中労委から二一件の国労完全勝利命令が出されている。これは、経営側に立つ者にとつて腹にすえかねる異常事態にちがいない。そこで、地労委の良識（われわれはそう思う）を牽制する役割を担い、先の二論文が登場した。批判の論理は、労働者「悪玉論」、それを救済する地労委「不要論」、その理由は地労委委員・事務局「一党支配論と単純な勧善懲悪論」である。もとをただせ、経営者「善玉論」があり、極めてイデオロギッシュなのだ。

そこで、紙背を探る目をもって二論文の真意を尋ねてみよう。

第一は、「国賊論」の復活。「新潮」は不当に出向させられた組合員を「怠け者」「はね上り者」ときめつけ、屋山氏は「職場規律を乱した張本人」とか「ならず者」と中傷した。「戦後の歴史の中で「国賊論」を正面からぶつたのは屋山その人。八二年当時、「国鉄改革」に反対する労使を批判したときのことであった。今回は「国鉄改革」後、その不合理を指摘する者が対象にされている。

ところで、戦前は天皇制の国体に異見を持つ者が「国賊」として弾圧された。今日、国の政策を批判する者はおしなべて「国賊」となる。だから消費税に反対する国民はみな「国賊」である。

「新潮」子と屋山氏はこの意味で国粹主義者であろう。アカに対するシロである。シロいデマゴギーが正論といえるかどうか、ここは科学的に判断すべきことだろう。

第二に、地労委制度の全面否定。「新潮」子も屋山氏も「地労委の役割は終わった」という点で完全に一致している。なにも、国労の救済命令が出たからというだけではない。臨調行革推進ブレインの彼らは、ここぞとばかりに飛びついたに過ぎぬ。一九八三年、臨調答申は労働法制の全面的再編成、とりわけ労組法改正を明確に打ち出していた。それは、関西経営者協会の労組法改正アドバルーンに明らかかなように心痛のタネを除去したいと願う経営者側の意志を体現したに過ぎない。

「新潮」子らは、地労委命令の火の粉を逆手にとり、一気に労組法改正の気運をつくらうという魂胆である。

第三に、竹下流「政治改革」のバックアップ。「行政改革」の次の手として発動された「政治改革」は「戦後政治（民主主義）の総決算」の完成に深くコミットしたものである。

「政治改革」の目玉は小選挙区制の導入等をテコとした保守独裁体制の再編成に他ならない。経済改革を中心とした「行政改革」の結末が、「国鉄改革」の矛盾の噴出と消費税の導入、そしてこれに対する国民の反発と自民党政治不信となつてあらわれた。

それでも「政治改革」を軌道にのせるために、国民の反発を封じ込めなければならぬ。その世論づくりを買って出たのが「新潮」と屋山氏である。

ときの権力の翫間（タイコモチ）の寿命は短い。「君たちの役割は終わった」と通告できる日を楽しみにしておこう。

(H)

◇読者からのおたより◇

毎日が戦場 『戦場』は目下、書記局ですから、毎日が労働現場での苦情対応、相談、そして当局とのツバぜり合い、そして労働を含めた外とのやりとり。帰宅すれば二ヶ月と一歳八ヶ月の二人の子供の相手。今までとちがって、まったくのマイペースとはいかず、毎日が戦場のようなものです。ソ連の名バイオリニスト、レオニード・コーガンは上達の方法について、「毎日四時間、音階練習。四時間、練習曲。四時間、課題曲をおさらいすればいい」といったようです。三分の二は基礎的なことに時間を費やせということです。私達にとつて基礎練習はマルクス、エンゲルス、レーニンの古典を学習することだと思えます。「情勢は厳しい」といいますが、たとえば『平民社の時代』等を考えると元気が出て来ます。そうはいつでも『恵まれた』中で私はやっているように思います。これが『カラ元気』の出る理由でしょう。

(長野・N)

夜勤回数月一五回 中央協定は月八回となっている。約二倍であり、月半分は夜勤ぐらし。これじゃ身体にいいわけはない。二〇年ちかく働いているが、このような状況は始めてである。病院は勤務交替は全体のバランスを考えておこなっているというが、何を基準にしているのか疑いたくなる。しかし〇話看護婦の勇氣のある闘いに支援を送っている人もいることを忘れないでがんばってほしい。患者が少ないから、ベッドが空いているから等の攻撃に負けないで、職場の実態を訴えていくことが大切だと思います。

(北海道・K)

Iさんが国労復帰 出札で働くIさんが五月一日付で、鉄産労から国労へ復帰しました。氣のいい仲間が増えたと、みんな大喜びです。仲間との絆をスタスタに切り裂いた分割・民営化から二年、絆を回復することは容易ではありません。しかし、労働者の生活を守り、権利を守り、平和と民主主義を守って、仲間の強さも弱さも包んで闘う団結の砦があるかぎり、必ず団結の絆は前に増した太さと深さをもって力強く回復します。

(東京・K)

なんとかなるではいられない 「郵政事業活性化計画」という合理化の進行は、職場規律、勤務成績不良、営業活動として襲いかかっています。

「赤字」「事業危機」が叫ばれ「雇用を守るために」と五九・二合理化が具体化され、数年間で「黒字を実現」してさらに「生き残りのために」と、精神も肉体も全て利潤追求の競争へと労働者を駆り立てようというのです。

小包の減少、「仕事がない」状態を突き付けて、小包集中局に「このままでは人が減らされる」という不安を作り出し、金融の自由化の中で保険・貯金にも同じように考えさせ、さまざまな施策と労働強化が進んだ今でも、「小包競争の現実」は「意識改革」のための有効な道具として使われています。そして「産業空洞化」に伴う過疎と「東京一極集中」などの過密の事態、産業構造転換の中での機械化と配転、出向、規制緩和等々の資本主義の動向の変化と発展が労働組合機関等に様々な影響を与えていると同時に、激化する資本の利潤追求が全ての労働者を競争に動員しています。

(全通・Y)